

# 藤田医科大学学則

昭和51年規程第1号

施行 昭和51年4月1日

改正 令和8年4月1日

## 第1章 総則

### 第1節 目的及び構成

#### (目的)

第1条 藤田医科大学（以下、本学という）は、学校法人藤田学園寄附行為第5条に基づき設置され、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和26年法律第26号）に基づき、「独創一理」の建学の理念の下に、激変する社会機構と高度医療社会における先進の医療系総合大学として、医学、臨床検査学、臨床工学、放射線学、看護学、理学療法学、作業療法学の教育並びに研究を行い、独創的探究心と謙虚で豊かな人間性を有し、地域の保健、医療、福祉に貢献できる「良き医療人」を育成することを目的とする。

#### (自己点検、評価及び認証評価)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検、評価を行うことに努めなければならない。

2. 本学は、自らの点検、評価の結果及び学校教育法に基づく認証評価機関による評価の結果を踏まえ、不断の見直しを行う。
3. 第1項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

#### (学部及び学科とその人材の養成に関する目的)

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

医学部	医学科
医療科学部	医療検査学科
	放射線学科
保健衛生学部	看護学科
	リハビリテーション学科
	先進理学療法コース
	先進作業療法コース

2. 前項に定める学部及び学科ごとの人材の養成に関する目的は、別表1に定めるとおりとする。

#### (大学院)

第2条の2 本学に大学院を置く。

2. 大学院に関する規則は、別に定める。

(附置施設等)

第3条 本学に図書館、大学病院、研究所及びその他教育研究に必要な施設を附置する。

2. 図書館、大学病院、研究所及びその他教育研究施設に関する規程は、別に定める。

3. 本学に教育推進本部、研究推進本部、病院局、橋渡し研究統括本部、医療・福祉連携推進本部を置く。

(職員)

第4条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2. 本学に、副学長、学長補佐、学部長、副学部長、学部長補佐、学科長、学科長補佐、研究所長及び技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3. 教員及び職員（以下、合わせて教職員という）に関する規程は、別に定める。

(学長、副学長及び学長補佐)

第4条の2 学長は、校務をつかさどり、本学に所属する教職員を統督する。

2. 副学長は学長を助け、かつ学長の命を受けて校務をつかさどり、学長補佐は学長を助ける。

(学部長、副学部長及び研究所長)

第4条の3 学部長は学部に関する校務をつかさどり、学科長は学科に関する校務をつかさどるとともに学部長を助ける。

2. 副学部長及び学部長補佐は学部長を、学科長補佐は学科長を助ける。

3. 研究所長は、研究所に関する校務をつかさどる。

(教授会)

第5条 本学に、教授会を置く。なお、教授会は、医学部、医療科学部及び保健衛生学部に組織する。

2. 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長等教授会が置かれる組織の長（以下、学長等という）がつかさどる教育研究に関する事項のうち、別に定める事項について、学長等の求めに応じて審議し、意見を述べることができる。

4. 教授会は、第2項及び前項に定める場合のほか、教育研究に関する事項について審議し、その結果を学長等に伝えることができる。

5. 学部長は、必要と認めるときは、准教授その他の教職員を参加させることができる。

6. 教授会の運営に関する規程は、別に定める。

(全学教学運営委員会)

第5条の2 本学に、学長のリーダーシップの下、教育、研究、社会貢献等の機能を最大限に高めることを目的として、全学的な教学マネジメントを行う全学教学運営委員会を設ける。

2. 全学教学運営委員会は、学長、副学長、学長補佐、学部長及びその他学長が必要と認める教職員をもって組織する。
3. 全学教学運営委員会の運営に関する規程は、別に定める。

第2節 修業年限及び収容定員

(修業年限)

第6条 学生の修業年限は、次のとおりとする。

医学部	6年
医療科学部	4年
保健衛生学部	4年

2. 前項に定める修業年限の同一学年の在学年数は、原則として2ヵ年以内とし、卒業までの在学合計年数は、医学部については12年、医療科学部及び保健衛生学部にあっては、8年を越えることはできない。
3. 同一学年の在学年数が年度の途中で疾病その他の事由により2ヵ年を超える場合の対応については、学部ごとに別に定める。

(収容定員)

第7条 本学各学部の収容定員は、次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
医学部	医学科	110人	660人
医療科学部	医療検査学科	140人	560人
	放射線学科	90人	360人
保健衛生学部	看護学科	135人	540人
	リハビリテーション学科		
	先進理学療法コース	80人	320人
	先進作業療法コース	35人	140人

第2章 学部通則

第1節 学年・学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学年を分けて次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2. 前項の規定にかかわらず、学長は、教育上の必要があると認めるときは、前期の終了日又は後期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 本学開学記念日（10月10日）

(4) 創設者総長藤田啓介先生顕彰の日（6月11日）

(5) 春季休業

3月16日から3月31日まで

(6) 夏季休業

医学部：7月21日から8月31日まで

医療科学部：8月1日から9月17日まで

保健衛生学部：8月1日から9月17日まで

(7) 冬季休業

12月21日から翌年1月7日まで

2. 学長は必要により休業日を変更することができる。

3. 前各項の規定にかかわらず、学長は、教育上の必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる休業日に授業、実習又は見学等を行うことができる。

## 第2節 入学

(入学期)

第11条 入学の時期は、毎年度、学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 日本国内の高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学出願手続）

第13条 入学を志願する者は、本学指定の入学願書その他必要書類に所定の入学検定料を添え、定められた期間内に提出しなければならない。

（入学者選抜）

第14条 学長は、入学を志願する者について、選考の上、合格者を決定する。

2. 学長は、選考期日及び選考方法について、その都度定める。

（入学手続）

第15条 選考の結果、合格した者は、指定の期日までに所定の入学会員及び学費を納付し、別に定める手続きを完了しなければならない。

2. 学長は、前項の手続きを完了した者及び本学が別に定める手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

### 第3節 休学、復学、転学、編入学、退学、再入学及び除籍

（休学）

第16条 学長は、疾病その他の事由により継続して2ヵ月以上修学することができないとして、その事由を記載して保証人連署の上、休学を願い出た者があるときは、学期単位でこれを許可することができる。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

2. 学長は、疾病その他の事由により修学することが不適当と認めるときは、休学を命ずることができる。

3. 休学をする者は、学部ごとに、別表2、別表3及び別表4に定める在籍料を納入しなければならない。ただし、休学をする当該学期の学納金が既納である場合は、当該学期に係る在籍料は徴収しない。

（休学期間）

第17条 休学の期間（以下、休学期間という）は、当該年度をまたぐことができない。ただし、学長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

2. 前項ただし書にかかわらず、休学期間は、通算して2年を超えることはできない。た

だし、学長が特別の事由があると認める場合に限り、それぞれ所属する学部の修業年限の範囲内とすることができます。

3. 休学期間は、在学期間に算入しない。
4. 前期に在学し、後期のすべての期間を休学した場合、又は前期のすべての期間を休学し、後期に在学した場合の当該年度の休学期間は、0.5年として計算する。

(復学)

第18条 学長は、休学期間内に疾病その他の事由が止んだとして保証人連署の上、復学を願い出た者があるときは、これを許可することができる。ただし、休学の事由が疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第19条 学長は、他の大学への転学を希望するとして、その事由を記載して保証人連署の上、転学を願い出た者があるときは、これを許可することができる。

(編入学)

第20条 学長は、本学への編入学を志願する者があるときは、これを許可することができる。

2. 本学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 医学部においては、4年制以上の大学を卒業した者（学士）で、かつ医学部への編入学を志願する者
  - (2) 医療科学部及び保健衛生学部においては、次のいずれかに該当する者で、かつ当該学部への編入学を志願する者
    - ①医療系の3年制短期大学又は専修学校専門課程を卒業した者
    - ②4年制以上の大学の医療系の学部で3年次以上の課程を修めた者
    - ③外国において、学校教育における13年以上の課程を修了した者
    - ④学長が前各号の課程を修了したのと同等以上の要件を満たすと認定した者
3. 学長は、第1項の許可をするときは、編入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、第2項第2号の者に係る在学すべき年数について、決定しなければならない。
4. 第2項各号の者が前項の許可を得た場合に編入学する年次は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 第2項第1号に該当する者 2年次
  - (2) 第2項第2号に該当する者 相当すると学長が決定した年次
5. 第2項第1号の者が編入学した場合の修業年限は5年とする。ただし、同一学年の在学年数は、原則として2ヵ年以内とし、卒業までの在学合計年数は10年を越えることはできない。
6. 第2項第2号の者が編入学した場合、在学すべき年数の2倍に相当する年数を越えて在学することはできない。
7. 編入学の出願手続きは第13条を準用し、入学金等の学費は第34条を適用する。

(転学科)

第20条の2 学長は、転学科を希望する者が、転学科を願い出た場合において、学部が転学科の要領を定め、かつ学生の学修に支障のないときは、教授会に意見を求めた上、これを許可することができる。なお、転学科の手続きについては、別に定める。

(退学)

第21条 学長は、退学を希望する者が、その事由を記載して保証人連署の上、退学を願い出たときは、これを許可することができる。

(再入学)

第22条 学長は、前条により退学した者が、再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。

2. 再入学に関する規程は、学部ごとに別に定める。

(除籍)

第23条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当したときは、これを除籍する。

- (1) 正当の事由がなく所定期日までに学費を納入しない者
- (2) 原級に留年したとき学年新学期開始後1ヵ月以内に何らの手続きもしない者
- (3) 第6条第1項に定める修業年限又は第17条に定める休学期間を経過した者
- (4) 死亡した者

#### 第4節 教育課程、履修方法及び試験

(教育課程及び履修方法)

第24条 教育課程及び履修方法は、各学部に関する規程に定める。

(他大学等における授業科目の履修)

第24条の2 学長は、教育上有益であると教授会が認め、その旨の意見を述べるときは、本学の定めるところにより、学生が他の大学、専門職大学、短期大学（以下、合わせて他の大学等という）において授業科目を履修することを許可することができる。ただし、これにより修得した単位については60単位を上限として本学において修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含み、以下同じ）又は外国の短期大学に留学する場合、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を国内において履修する場合に対し準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第24条の3 学長は、教育上有益であると教授会が認め、その旨の意見を述べるときは、本学の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を上限として、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第24条の4 学長は、教育上有益であると教授会が認め、その旨の意見を述べるときは、本学の定めるところにより、学生が本学に入学する前に他の大学等及び前条の教育施設等において履修した授業科目について修得した単位を、第24条の2及び前条により本学において修得した者とみなす単位と合わせて60単位を上限として本学において修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、第24条の2第2項の場合に準用する。

(授業の方法)

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習、実技等のいずれかの方法、又はこれらの併用により行う。

2. 前項の授業は、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他本学が定める者（以下、指導補助者という）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。
3. 指導補助者の採用及び運用に関する規程は、別に定める。

(遠隔授業)

第25条の2 授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させること（以下、遠隔授業という）ができる。

2. 遠隔授業は、平成13年文部科学省告示第51号に基づき、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行う。
  - (1) 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの（同時双方向型（テレビ会議方式））
  - (2) 每回の授業の実施に当たり、指導補助者が教室以外の場所において学生等に面することにより、又は当該授業を担当する教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問回答、添削指導、質疑応答による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、学生の意見の交換の機会が確保されているもの（オンデマンド型（インターネット配信方式））
3. 遠隔授業の実施に関する規程は、別に定める。

#### (授業期間及び単位の計算方法)

第26条 学年における授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2. 各授業科目の授業期間は、十分な教育効果を上げることができるよう、15週その他の本学が定める期間で行う。
3. 医学部における各授業科目の単位は、1単位の授業科目を、授業外における学修（事前学修及び事後学修を含む）を含む45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する。
4. 医療科学部及び保健衛生学部における各授業科目の単位は、1単位の授業科目を、授業外における学修（事前学修及び事後学修を含む）を含む45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によって計算する。
  - (1) 講義及び演習については、15時間以上の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技等の授業については、30時間以上の授業をもって1単位とする。
  - (3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2つ以上ある場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
5. 第3項及び前項の規定にかかわらず、卒業研究又は臨床研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これら必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

#### (試験)

第27条 試験は履修した授業科目について、期日を定めて行う。

2. 学部長は、卒業試験のほか必要と認める試験を行うことができる。
3. 前項に基づく試験においては、その試験の難易度その他一切の事情等を総合的に評価した上、合否を判定する。
4. 本節に定める規定のほか、試験に関する規程は、学部ごとに別に定める。

#### (単位の授与)

第28条 各授業科目の評価は、合格又は不合格とし、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して行う。

2. 合格した者は、当該授業科目の単位を修得する。

#### (再試験)

第29条 学部長は、試験に不合格となった者に対し、再試験を行うことができる。

#### (追試験)

第30条 疾病その他やむを得ない事由により、試験当日に受験できなかつた者（以下、未受験者という）は、その事由を明らかにして、学部長に届け出なければならない。

2. 学部長は、前項の届出により、やむを得ない事由があると認めたときは、当該未受験者に対し、追試験を行うことができる。

## 第31条 削除

### 第5節 卒業及び学位

#### (卒業)

第32条 学長は、本学所定の修業年限以上在学し、学科ごとの教育課程の必要単位数を修得するとともに、学部ごとに定める卒業要件を満たした者を卒業と認める。

#### (学位)

第33条 学長は、前条第1項の者には、次のとおり学士の学位を授与する。

医学部	医学科	学士（医学）
医療科学部	医療検査学科	学士（医療検査科学）
	放射線学科	学士（診療放射線技術学）
保健衛生学部	看護学科	学士（看護学）
	リハビリテーション学科	
	先進理学療法コース	学士（理学療法学）
	先進作業療法コース	学士（作業療法学）

### 第6節 学費

#### (学費)

第34条 本学の学費（第16条第3項の在籍料を含み、以下同じ）は、学部ごとに別表2、別表3及び別表4のとおりとする。

2. いったん納入された学費は、一切返還しない。ただし、入学手続を完了した者のうち、所定の期日までに入学辞退届を提出することにより、入学時納付金の返還を申し出た者には、入学金を除く納付金を返還する。
3. 学費は、社会情勢その他の事由により変更する場合がある。なお、変更した場合の変更後の学費は翌年度から適用される。

#### (納入期日)

第35条 学費の納入期日は、学部ごとに別表2、別表3及び別表4のとおりとし、当該納入期日までに納入しなければならない。

2. 学費納入に関する規程は、別に定める。
3. 第1項にかかわらず、学長は、特別の事情があると認めるときは、学費延納を許可することができる。ただし、延納による学費の納入期日は、延納を希望する学期の末日

を超えることはできない。

4. 学生は、前項に定める延納の許可を得るときは、本学に対し、前学期の末日までに所定の学費納付延納願を提出しなければならない。

#### (学費の減免)

第36条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その年度の学費について当該各号に定める額を免除することができる。

- (1) 学費の未納を理由として除籍されたとき 学費全額
- (2) 前条第1項の納入期日までに学費未納の学生が死亡したとき 学費全額
- (3) 学期の末日までに翌学期の休学を願い出て、学長の許可を得たとき 翌学期の学費うち授業料、実験実習教材費及び教育充実費の全額

### 第7節 委託生、聴講生、科目等履修生、単位互換履修生及び外国人特別生

#### (委託生)

第37条 学長は、他の大学又は公共機関から委託生として推薦され、修学を委託された場合において、学生の学修に支障のないときは、教授会に意見を求めた上、委託生としてこれを許可することができる。

- 2. 委託生の入学資格は、第12条を準用する。
- 3. 学部長は、委託生が履修すべき授業科目及び単位について、委託者の希望を考慮の上、これを決定する。
- 4. 委託生は、その履修した科目の証明を求めることができる。ただし、委託生として取得した科目及び単位は正規の課程のものとして認定しない。
- 5. 委託生の入学手続き、学納金、その他必要事項に関する規程は、別に定める。

#### (聴講生)

第38条 学長は、相当の学歴の者で、本学の授業科目中1科目又は数科目について聴講することを希望する者がある場合において、学生の学修に支障のないときは、教授会に意見を求めた上、聴講生としてこれを許可することができる。

- 2. 聴講生に対しては、当該授業科目の試験を行わない。
- 3. 聴講生の入学手続き、学納金、その他必要事項に関する規程は、別に定める。

#### (科目等履修生)

第39条 学長は、本学の授業科目の一部を履修することを希望する者がある場合において、学生の学修に支障のないときは、教授会に意見を求めた上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

- 2. 科目等履修生の入学資格は、第12条を準用する。
- 3. 科目等履修生は、履修した授業科目につき第27条第1項に定める試験を受けることができる。
- 4. 科目等履修生に対する単位の授与は、第28条を準用する。ただし、科目等履修生とし

て在学した期間は、第6条に定める修業年限として換算することはできない。

5. 科目等履修生の入学手続き、学納金、その他必要事項に関する規程は、別に定める。

#### (単位互換履修生)

第39条の2 学長は、本学と単位互換協定のある大学及び短期大学より、本学が指定した授業科目について履修することを希望する者がある場合において、学生の学修に支障のないときは、教授会に意見を求めた上、単位互換履修生としてこれを許可することができる。

2. 単位互換履修生の入学資格は、第12条を準用する。

3. 単位互換履修生は、履修した授業科目につき第27条第1項に定める試験を受けることができる。

4. 単位互換履修生の入学手続き、学納金その他必要事項に関する規程は、別に定める。

#### (外国人特別生)

第40条 学長は、外国人で本章第2節の入学に関する規定によらずに、本学の授業科目中1科目又は数科目について学修を希望する者がある場合において、学生の学修に支障のないときは、教授会に意見を求めた上、外国人特別生としてこれを許可することができる。

2. 外国人特別生の入学手続き、学納金、その他必要事項に関する規程は、別に定める。

#### (入学期)

第41条 委託生、聴講生、科目等履修生、単位互換履修生及び外国人特別生の入学期は、毎学期の始めとする。

#### (学則その他の規則の遵守)

第42条 特別の規定がない限り、本節に定めるもののほか、委託生、聴講生、科目等履修生、単位互換履修生及び外国人特別生は、学則及びその他規則を遵守しなければならない。ただし、第6条、第7条、第16条から第24条の2まで、第32条から第36条まで、第44条及び第48条については、これを適用しない。

### 第8節 公開講座

#### (公開講座)

第43条 学長は、必要に応じて公開講座を開設することができる。

2. 公開講座に関する規程は、別に定める。

### 第9節 賞罰

#### (表彰)

第44条 学長は、学業が特に優秀な者又は学生として他の模範となる行為をした者を表彰

することができる。

2. 表彰に関する規程は、別に定める。

#### (懲戒)

第45条 学長は、学生が本学教育の趣旨に背き、又は学生の本分に反する行為をしたときは、教授会による調査、審議を経て、これを懲戒する。

2. 懲戒は、訓告、受験停止、停学及び退学とする。
3. 次の各号のいずれかに該当する者は、退学を命ずる。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなく、出席が常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱すなど学生としての本分に反した者
4. 懲戒の手続に関する規程は、別に定める。

第46条 削除

#### 第10節 福利厚生

##### (組織)

第47条 学生の福利厚生を図るとともに、補導を行うため、学生部を置く。

2. 学生部に関する規程は、別に定める。

##### (学友会)

第48条 学生の課外教育を推進するための組織として、教職員及び学生からなる学友会を置く。

2. 学友会の会長には学長、各所属団体の部長には教職員が、これにあたる。
3. 学友会に関する規程は、別に定める。

##### (保健施設)

第49条 本学に健康管理部を置き、学生の健康管理を行う。

2. 健康管理に関する規程は、別に定める。

### 第3章 補則

#### (学則の変更)

第50条 この学則を変更しようとするときは、理事会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

2. この学則は、法令の改正、社会環境又は経済事情の変動その他の事情に伴い、変更することがある。

## 附則

1. この改正学則は、昭和51年4月1日から施行する。
2. 昭和43年4月1日施行の名古屋保健衛生大学学則はこれを廃止する。
3. 昭和47年4月1日施行の名古屋保健衛生大学医学部学則はこれを廃止する。
4. この改正学則は、昭和53年4月1日から施行する。
5. この改正学則は、昭和55年4月1日から施行する。
6. この改正学則は、昭和56年1月24日から施行する。
7. この改正学則は、昭和57年4月1日から施行する。
8. この改正学則は、昭和59年4月1日から施行する。
9. この改正学則は、昭和59年6月1日から施行する。
10. この改正学則は、昭和62年4月1日から施行する。
11. この改正学則は、平成2年4月1日から施行する。
12. この改正学則は、平成3年4月1日から施行する。
13. この改正学則は、平成3年7月1日から施行する。
14. この改正学則は、平成7年4月1日から施行する。
15. この改正学則は、平成9年4月1日から施行する。
16. この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。
17. この改正学則は、平成13年4月1日から施行する。
18. この改正学則は、平成13年11月1日から施行する。
19. この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、第7条（収容定員）のうちリハビリテーション学科編入学定員については、平成18年4月1日から適用する。

20. この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。
21. この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第7条（収容定員）のうち臨床工学科編入学定員については、平成22年4月1日から適用する。

22. この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。
23. この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。
24. この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。
25. この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。
26. この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。
27. この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。なお、第7条の規定にかかわらず医学部医学科については、平成36年度までの入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
27	115人	665人
28	115人	670人

29	115人	675人
30	115人	680人
31	115人	685人
32	110人	685人
33	110人	680人
34	110人	675人
35	110人	670人
36	110人	665人

28. この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。
29. この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。
30. この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。なお、第7条の規定にかかわらず医学部医学科については、平成36年度までの入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
28	120人	675人
29	120人	685人
30	120人	695人
31	120人	705人
32	110人	705人
33	110人	700人
34	110人	690人
35	110人	680人
36	110人	670人

31. この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。
32. この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。
33. この改正学則は、平成30年10月10日から施行する。
34. この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。

この改正により定められる第7条の収容定員は、平成31年度、平成32年度及び平成33年度においては、それぞれ次のとおりとする。

平成31年度		収容定員
医療科学部	医療検査学科	140人
	臨床検査学科	360人
	放射線学科	255人
	臨床工学科	150人
	医療経営情報学科	120人
保健衛生学部	看護学科	495人
	リハビリテーション学科	
	理学療法専攻	235人

	作業療法専攻	165人
平成32年度	収容定員	
医療科学部	医療検査学科	280人
	臨床検査学科	240人
	放射線学科	290人
	臨床工学科	100人
	医療経営情報学科	80人
保健衛生学部	看護学科	510人
	リハビリテーション学 科	
	理学療法専攻	250人
	作業療法専攻	170人
平成33年度	収容定員	
医療科学部	医療検査学科	420人
	臨床検査学科	120人
	放射線学科	325人
	臨床工学科	50人
	医療経営情報学科	40人
保健衛生学部	看護学科	525人
	リハビリテーション学 科	
	理学療法専攻	265人
	作業療法専攻	175人

35. この改正学則は、令和元年9月1日から施行する。
36. この改正学則は、令和2年4月1日から施行する。なお、第7条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和8年度までの入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
2	120人	715人
3	120人	720人
4	110人	710人
5	110人	700人
6	110人	690人
7	110人	680人
8	110人	670人

37. この改正学則は、令和3年1月1日から施行する。
38. この改正学則は、令和3年10月1日から施行する。

39. この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年度の入学生の初年度における学費及び休学に係る取扱いについては、第35条第3項及び第4項の改正を除き、なお従前のとおりとする。なお、第7条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和9年度までの入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和4	120人	720人
令和5	110人	710人
令和6	110人	700人
令和7	110人	690人
令和8	110人	680人
令和9	110人	670人

40. この改正学則は、令和5年4月1日から施行する。なお、第7条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和10年度までの入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和5	120人	720人
令和6	110人	710人
令和7	110人	700人
令和8	110人	690人
令和9	110人	680人
令和10	110人	670人

41. この改正学則は、令和5年4月1日から施行する。

42. この改正学則は、令和6年4月1日から施行する。

43. この改正学則は、令和6年4月1日から施行する。

(1) 第7条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和11年度までの入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和6	120人	720人
令和7	110人	710人
令和8	110人	700人
令和9	110人	690人
令和10	110人	680人
令和11	110人	670人

(2) 第7条の規定にかかわらず保健衛生学部リハビリテーション学科については、令和9年度までの入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和6	115人	460人
令和7	115人	460人

令和8	115人	460人
令和9	115人	460人

44. この改正学則は、令和7年4月1日から施行する。

なお、第7条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和12年度までの入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和7	122人	722人
令和8	110人	712人
令和9	110人	702人
令和10	110人	692人
令和11	110人	682人
令和12	110人	672人

45. この改正学則は、令和7年4月1日から施行する。

46. この改正学則は、令和8年4月1日から施行する。

なお、第7条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和13年度までの入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和8	122人	724人
令和9	110人	714人
令和10	110人	704人
令和11	110人	694人
令和12	110人	684人
令和13	110人	672人

47. この改正学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 学部及び学科ごとの人材の養成に関する目的

学部及び学科	人材の養成に関する目的
医学部 医学科	「独創一理」の建学の理念の下に、「リサーチマインドの涵養」、「グローバル化」「最先端医療、地域医療、介護福祉を担える新医療人の育成」という医学教育改革の三本柱を基軸とした教育プログラムを提供し、独創的な学究精神と国際的視野を持って医学・医療の様々な分野でリーダーとして社会に貢献できる誠実で謙虚な医師を育成する。
医療科学部	「独創一理」の建学の理念の下に、人間の生命を尊重する高い倫理感と心豊かな幅広い人間性を培う教育を行う。 臨床検査学、臨床工学、放射線学などの専門知識と技術を修得し、先進医療科学を共創できる心優しき知的医療プロフェッショナル「良き医療人」を養成する。 多様な社会の人々の健康と医療を科学的に観察・思考し、科学的根拠に基づいた課題解決に自らの役割を柔軟に発揮できる人材を養成する。
医療検査学科	幅広い教養及び臨床検査学又は臨床工学の知識と技術を学修し、実際に活用するための教育を行う。 医療技術のプロフェッショナルとして社会的な使命と責任を自覚し、倫理の上に課題解決に主体的に行動できる人材を養成する。 他者と連携して患者本位の医療提供及びその質の向上に取り組むことができる人材を養成する。
放射線学科	幅広い教養及び放射線学の知識と技術を学修し、実際に活用するための教育を行う。 医療技術のプロフェッショナルとして社会的な使命と責任を自覚し、倫理の上に課題解決に主体的に行動できる人材を養成する。 他者と連携して患者本位の医療提供及びその質の向上に取り組むことができる人材を養成する。
保健衛生学部	「独創一理」の建学の理念の下に、人間の生命を尊重する高い倫理観と心豊かな幅広い人間性を培い、看護学、リハビリテーション学の専門知識と技術の修得をもとに、最先端医療が充実した本学大学病院及び医療と介護を結ぶ地域包括ケア中核センターでの学びを通じて、専門職連携を実践でき、先進医療から地域医療、福祉連携まで広く社会に貢献できる「良き医療人」を育成する。

看護学科	<p>細分化され高度化された医療や福祉の現場では、各分野のスペシャリストが必要とされることから、本学大学病院と地域包括ケア中核センター等での多岐に及ぶ実践的教育を通じて、基礎的な知識・技術・態度を身につけ、様々な健康レベルにある対象者を総合的に理解し、保健・医療・福祉の各現場でチームの一員として活躍できる看護師及び保健師を育成する。</p>
リハビリテーション学科	<p>先進のリハビリテーション教育プログラムである「COSPIRE（コスパイア）」を中心とした教育プログラムにより、科学的かつ高度な臨床能力、倫理観及びコミュニケーション力を養い、心豊かな人間性を持った医療人を育成する。</p> <p>理学療法及び作業療法の双方の知識を修得するための専門領域横断カリキュラムによる革新的教育及び豊富な臨地実習による経験を通じて、広い視野及び高い実践能力を身につけ、保健衛生学を探求し保健医療の発展に寄与するとともに、社会のニーズに高い次元で対応できる理学療法士及び作業療法士を育成する。</p>

## 別表2 医学部学費

1. 令和8年度入学者から適用する。ただし、令和7年度以前の入学者については、入学時の学費が適用される。
2. 令和7年度以前の入学者は、現在適用されている学費を、別表2に記載された納入期日に、指定の金融口座から引落しの方法により納入する。
3. 納入期日が金融機関の休日に当たるときは、当該金融機関の翌営業日に引落しを行う。

納入方法	口座引落し		
入学金	入学時 1,500,000円		
入学金の納入期日	学生募集要項に定める期日		
前期後期の別	前期	後期	
授業料	1年次 1,000,000円 2年次以降 1,000,000円	1年次 1,000,000円 2年次以降 1,000,000円	
実験実習教材費	1年次 250,000円 2年次以降 500,000円	1年次 250,000円 2年次以降 500,000円	
教育充実費	1年次 460,000円 2年次以降 160,000円	1年次 460,000円 2年次以降 160,000円	
休学時の在籍料	500,000円	500,000円	
入学金以外の学費の納入期日	1年次 学生募集要項に定める期日 2年次以降 4月末日	10月末日	

## 別表3 医療科学部学費

1. 平成31年度入学者から適用する。ただし、平成30年度以前の医療科学部入学者については、入学時の学費が適用される。
2. 平成30年度以前の入学者は、現在適用されている学費を、別表3に記載された納入期日に、指定の金融口座からの引落しの方法により納入する。
3. 納入期日が金融機関の休日に当たるときは、当該金融機関の翌営業日に引落しを行う。

納入方法	口座引落し		
入学金	入学時 300,000円		
入学金の納入期日	学生募集要項に定める期日		
前期後期の別	前期	後期	
授業料	1年次 400,000円 2年次以降 400,000円	1年次 400,000円 2年次以降 400,000円	
実験実習教材費	1年次 125,000円 2年次以降 150,000円	1年次 125,000円 2年次以降 150,000円	
教育充実費	1年次 150,000円 2年次以降 200,000円	1年次 150,000円 2年次以降 200,000円	
休学時の在籍料	200,000円	200,000円	
入学金以外の学費の納入期日	1年次 学生募集要項に定める期日 2年次以降 4月末日	10月末日	

別表4 保健衛生学部学費

1. 平成31年度入学者から適用する。ただし、平成31年度に医療科学部から転籍した学生については、入学時の学費が適用される。
2. 平成31年度に医療科学部から転籍した学生については、現在適用されている学費を、別表4に記載された納入期日に、指定の金融口座からの引落しの方法により納入する。
3. 納入期日が金融機関の休日に当たるときは、当該金融機関の翌営業日に引落しを行う。

納入方法	口座引落し		
入学金	入学時 300,000円		
入学金の納入期日	学生募集要項に定める期日		
前期後期の別	前期	後期	
授業料	1年次 400,000円 2年次以降 400,000円	1年次 400,000円 2年次以降 400,000円	
実験実習教材費	1年次 150,000円 2年次以降 175,000円	1年次 150,000円 2年次以降 175,000円	
教育充実費	1年次 150,000円 2年次以降 200,000円	1年次 150,000円 2年次以降 200,000円	
休学時の在籍料	200,000円	200,000円	
入学金以外の学費の納入期日	1年次 学生募集要項に定める期日 2年次以降 4月末日	10月末日	